

現行条文（令和3年版）										新条文（令和4年版）										改定理由			
編	章	節	条	項	項下	編章節条項下	編	章	節	条	項	項下	編章節条項下	編	章	節	条	項	項下				
1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（令和2年3月31日 政令第121号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（令和4年3月31日 政令第150号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	顕種
							1	1	1	24	9	1	10. 工事情報共有化	1	1	1	24	9	1	10. 工事情報共有化	受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。	条文の追加	
							1	1	1	24	9	2		1	1	1	24	9	2		また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。	条文の追加	
							1	1	1	24	9	3		1	1	1	24	9	3		なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	条文の追加	
							1	1	1	24	10	1	11. 不具合等発生時の措置	1	1	1	24	10	1	11. 不具合等発生時の措置	受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。	条文の追加	
1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立渡漕協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船舶安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、「JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立渡漕協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船舶安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」（JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準等の改定にともなう
1	1	1	31	6	3		1	1	1	31	6	3		1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう

現行条文（令和3年版）											新条文（令和4年版）											改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		
1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう						
1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	(10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	16	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	(14) 道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	1	1	1	35	1	16	(14) 道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	22	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	(20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	22	(20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	25	(23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）	(23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	25	(23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	28	(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	1	1	1	35	1	28	(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	(30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	43	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	(41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	35	1	43	(41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正法律第43号）	1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正法律第43号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	(51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	1	1	1	35	1	53	(51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第27号）	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第27号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第64号）	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	(60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）	1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第97号）	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう						
								1	1	1	41	4	1	4. 法定外の労災保険の付保	受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。	条文の追加						
1	1	1	41	5	2	また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	41	6	2	また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更							
1	2	4	1	15	2	表1-2-3 抜開除根作業	表1-2-3 抜開除根作業	1	2	4	1	15	2	表1-2-3 抜開除根作業	道路土工盛土工指針 5-2基礎地盤の処理との整合							
1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規程「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規程「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規程「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更にもなう							

現行条文（令和3年版）						新条文（令和4年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
																			条文の追加	
2	2	8	3	0	2														再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。
2	2	12	1	0	6														JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）	JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）
2	2	13	2	0	10														JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）
3	1	1	4	7	2														表3-1-1 段階確認一覧表	表3-1-1 段階確認一覧表
3	2	2	0	0	17														日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）
3	2	2	0	0	28														日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）
3	2	2	0	0	33														建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）
3	2	3	2	4	8														(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない	(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする
3	2	3	2	4	9														① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	① 凍結防止材を散布する区間
3	2	3	2	4	10														② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	② 交通量が非常に多い区間
3	2	3	2	4	11														③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）
																				④ 温泉地帯など
																				⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所
3	2	3	2	5	3														(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の 550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の 350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZ177) の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZ149）の 49μm（膜厚）以上としなければならない。
3	2	3	2	5	4														(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	(3) ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。
3	2	3	2	6	3														① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を塗装などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	① 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を塗装などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。
3	2	3	2	6	25														受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/㎡（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZ149) の 49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。
3	2	3	6	15	1														15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55） 550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45） 450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35） 350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZ177) の 77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ163） 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZ149） 49μm（膜厚）以上としなければならない。
3	2	3	7	3	1														3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。	3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZ149) の 49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。
3	2	3	15	1	1														1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。
3	2	3	25	3	4														3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。

現行条文（令和3年版）											新条文（令和4年版）											改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下				
8	2	2	0	0	13		8	2	2	0	0	13		8	2	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう	
8	2	2	0	0			8	2	2	0	0	23		8	2	2	0	0	23			日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック（令和3年3月）	基準類の追加	
8	2	2	0	0			8	2	2	0	0	24		8	2	2	0	0	24			日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）	基準類の追加	
8	2	8	1	3	1	3. 適用規定	8	2	8	1	3	1	3. 適用規定	8	2	8	1	3	1	3	1	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
8	4	2	0	0	8		8	4	2	0	0	8		8	4	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう	
8	4	2	0	0	12		8	4	2	0	0	12		8	4	2	0	0	12			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
8	4	2	0	0	14		8	4	2	0	0			8	4	2	0	0				日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）		諸基準類の改定にともなう
8	4	2	0	0	16		8	4	2	0	0	15		8	4	2	0	0	15			日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
8	4	2	0	0			8	4	2	0	0	16		8	4	2	0	0	16			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（令和45年4月）	諸基準類の追加
8	4	2	0	0			8	4	2	0	0	17		8	4	2	0	0	17			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加
							8	4	2	0	0	18		8	4	2	0	0	18			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加
8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
							8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	諸基準類の追加
							8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加
							8	5	2	0	0	14		8	5	2	0	0	14			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加
8	6	2	0	0	16		8	6	2	0	0	16		8	6	2	0	0	16			建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	諸基準類の改定にともなう
8	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	8	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	8	7	3	6	3	1	3	1	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
8	7	3	6	3	2		8	7	3	6	3	2		8	7	3	6	3	2			なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
8	8	2	0	0	9		8	8	2	0	0	9		8	8	2	0	0	9			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
8	8	2	0	0	13		8	8	2	0	0			8	8	2	0	0				日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）		諸基準類の改定にともなう
8	8	2	0	0	21		8	8	2	0	0	20		8	8	2	0	0	20			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	諸基準類の改定にともなう
8	8	5	6	4	1	4. 防錆処置	8	8	5	6	4	1	4. 防錆処置	8	8	5	6	4	1	4	1	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
							8	8	5	6	4	2		8	8	5	6	4	2			なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合	
8	10	2	0	0	6		8	10	2	0	0	6		8	10	2	0	0	6			日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	2	0	0	27		10	3	2	0	0	27		10	3	2	0	0	27			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	6	2	1	12		10	3	6	2	1	12		10	3	6	2	1	12			JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	JIS名称変更にもなう修正

現行 (令和3年版)

表2-3 伐開除根作業

表2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

改定案 (令和4年版)

表2-3 伐開除根作業

表2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを 超 える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下の場合	根からすき取る			

表2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

表2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³**以上**とすることが望ましい。

現行（令和3年版）

表1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時

改定案（令和4年版）

表1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
地覆工 橋梁用高欄工	鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時